

総務省法令適用事前確認手続(回答書)

平成20年8月7日

殿

総務大臣

平成20年7月11日付けをもって照会のあった件につきまして、総務省法令適用事前確認手続規則(平成13年8月29日総務省訓令第197号)第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者又はその代理人から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった具体的事実に係る法令適用の事前確認については、総務省法令適用事前確認手続が対象とする事案に該当しないため、回答できません。

2 当該事実が法令適用事前確認手続によって事前確認できないとする回答に関する見解及び根拠

総務省法令適用事前確認手続規則第2条において、総務省における法令適用事前確認手続の対象となる法令の条項から、「地方公共団体が処理する事務(法定受託事務及び自治事務)に係るものを除く。」とされているため。

(照会のあった事実に関する判断を行うのは、地方公共団体である。)